

新型コロナウイルス対応

事業継続のための対策計画 (BCP) Ver. 6



2020年7月31日

東海理研株式会社
佐藤恵里子

1. 具体的対策

実施日 5月7日からコロナ禍が終息をみるまで

対象者

- ◆ 派遣社員・パート社員を含む全従業員及びその利害関係者(同居の家族)
但し、給与・休暇の補償を伴う事項は社員
(正社員・定年再雇用社員・パート社員)のみとする。

☆ 東京での感染者増加及び岐阜県立高校でクラスター発生等、第2波を彷彿とさせる状況となり、適宜ルール変更を実施します。
再度、気を引き締めて対処願います。

- ◎ 事務系作業及び開発設計は、同様の業務なら分割し、可能な限り分室制(現事務所と食堂利用)を維持、ソーシャルディスタンスを維持することで濃厚接触を回避する。
- ◎ 製造課は2直交替制を維持することで工場稼働を死守する。
但し、ソーシャルディスタンスを保つての重複は可とする。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

日常生活 編

① 休日も含め毎朝検温し、部署ごとに管理者が掌握

37.0℃以上は出社停止→朝平熱から3日間自宅待機（有休取得）

38℃以上発熱の場合は →朝平熱から5日間自宅待機(有休取得)

- ② 本人並びに同居者が37.5℃以上の発熱が4日以上続く、
又は強いだるさや息苦しさ、咳、肺炎の症状が続く場合は直ちに保健所の指示を仰ぐこと。その結果を部門長並びに社長報告すること。
- ③ 部署毎に昼休みに簡易検温実施し、①と同様に対処すること。
- ④ 勤務中の発熱も上司に報告の上速やかに退社の上、その後は①と同様。
- ⑤ 朝掃除の雑巾がけの際には、手を触れる場所の消毒を実施する。
- ⑥ 帰社後・食事前・帰宅事等、手洗いうがいを励行すること。
- ⑦ 会社内では原則としてマスク着用のこと。
- ⑧ 感染者が出た場合の感染経路を明確にするため、
打合せ等はグーグルカレンダーに記録を残すこと(期日・時間・場所・メンバー)
- ⑨ 社内会議は集合せず、Meet会議を推奨する。但し第一・第二会議室利用可
- ⑩ 月例会等の全体会議も原則としてMeetで実施し、3密を回避する。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

日常生活 編

- ① 昼食は対面せず、1 m以上の間隔を開ければ自席でなくとも可とする。
- ② 体操は、全員唱和に戻す。
雨天時は体操を室内で実施し、朝礼シェアはMeetで行う。
- ③ 部門ミーティングはMeet又は1m間隔を維持して実施すること。
- ④ 1直2直間及び異なるエリア間の会話は、濃厚接触者と判断されないように、マスク着用・1m間隔・30分以内を心がけること。
- ⑤ 1人1枚雑巾を持参し、お昼休み等マイエリアの消毒清掃を心がけること
- ⑥ 新入社員研修
生産基礎研修は一時中断し、延期する。
管理職による特別研修はMeetにて再開する。6月10日～

2. 現在施行されていること及び追加ルール

日常生活 熱中症対策 編

- ① ラジオ体操・ストレッチ体操時は、熱中症防止のため鼻出しマスクも可。
- ② 熱中症が疑われる場合はマスクを外して熱中症対策を優先して下さい。
- ③ 屋外での作業は、ソーシャルディスタンスが保てる場合はマスクを外して涼しさを優先すること。
- ④ マスク時は喉の渇きを感じにくくなるため、面倒でも意識的に水分補給をすること。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

エアコン 編

梅雨入りに入り、一気に不快指数の高い季節となりました。
爽やかな季節のうち、窓を開けて密室を作らないことが可能でした。
が、この暑い時期になり、マスク装着による熱中症の可能性も叫ばれる中
エアコン使用は必須となります。そこで新ルールを施行します。

- ① エアコン起動は従来の環境に基づく規定通り、室温が30℃を超えたら、設定温度28℃を設定しての使用を可とします。
- ② **10時・12時・15時・17時05分 休憩のチャイムを合図に、全エリア10分間の空気入替タイムとします。**
- ③ 来客を迎えての会議の場合は、できる限り時間を短縮して実施し、1時間に1回程度窓を全開して空気の入替えをする。
- ④ 上記の条件の元、扇風機等の使用を許可する。
- ⑤ 万が一、感染者が社内に発生した場合、このルールは、より厳格な内容に切り替えます。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

出張・社外訪問 編

- ① 愛知・滋賀・三重を除く県外出張及び打合せは、社長並びに部門長の許可を得ること。
- ② 来客についても上記と同様とする。
- ③ 営業活動はテレカン・リモート・電話・メールを活用して営業の質の向上を図る。
- ④ 止むを得ない設置作業・研修・講演会は社長の許可を得ること。
訪問の際は検温・マスク着用等、先方の指示に従うこと。
- ⑤ 居酒屋を含む密集・密接・密閉場所での食事をしないこと(接待を含む)
- ⑥ 先方の方針の変更もあるので必ず当日もアポイントを取った上で訪問すること
- ⑦ 同行者と共に車両を利用する際は、30分毎に換気し密閉・密接を避けること。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

来客対応 編

- ① 打合せは、原則として訪問を控えて頂き、テレカン・リモート・電話・メールを活用すること。
- ② 愛知・滋賀・三重を除く県外からの来客及び打合せは差し控えること。
- ③ 上記地域に於いて、止むを得ない場合は訪問人数を最低限に依頼の上、社長の許可を得ること。
- ④ 社用車による送迎は近距離とし、換気を心がけて行うこと。
入館の際は検温・マスク着用を依頼し、37.5℃以上の場合は入館をご遠慮願うこと。
- ⑤ 居酒屋を含む密集・密接・密閉場所での食事をしないこと。
- ⑥ アポイントの際には上記意向を伝えた上、先方のご判断を仰ぐこと。
- ⑦ 来客退出後は速やかに換気し、テーブル・椅子・ドアノブ等の消毒を行うこと。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

新型コロナウイルス感染者発生 編

① 社員が感染した場合

- ・部門長並びに社長に報告の上、当該社員及び濃厚接触者の判定及び対応は保健所の指示に従うこと。
- ・社長の判断の下、経営管理部は保健所及び得意先並びに加工先・利益関係者に通達の上、先方の意向に従うこと。

② 感染した従業員の勤務エリア並びに隣接エリア(除く濃厚接触者)の社員

- ・保健所の指示に従い防護服着用の上、エリア消毒をすること。
- ・消毒完了日から1日の自宅待機もしくはテレワーク

③ 同居者が感染した場合

- ・部門長並びに社長に報告の上、PCR検査の結果が出るまでは自宅待機し、陽性と判定された場合は保健所の指示に従うこと。(陰性なら出勤可)

④ 同居者の勤務先等の感染の影響で、同居者が濃厚接触者と判定された場合

上記と同様にすること。

⑤ 得意先、加工先、関連先にて感染が発生したことを知った場合

直ちに社長並びに上司報告の上、指示を仰ぐこと。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

新型コロナウイルス感染の疑いある場合 対応 編

- ① 従業員が発熱(37.5℃以上)・倦怠感等コロナが疑われる場合
 ・部門長並びに社長に報告の上、直ちに医師の診断を受けること。
- ② 当該従業員が勤務しているエリア
 濃厚接触者(同室にて食事・会話しながら喫煙等)と思しきメンバーは本人の感染の有無が明確になるまでの間は隔離勤務(指定場所での勤務・食事)とする。本人の陰性が明確になり次第解除する。
- ③ 同居者が高熱・濃厚接触者判定等、感染の疑いがある場合
 ・部門長並びに社長に報告の上、PCR検査の結果が出るまでは自宅待機もしくはテレワークとする。陽性の場合には前ページに依る。
 同居者が陰性と判定された場合は出勤可とする。
- ④ 陰性と判断されても、コロナ様の症状が発症した場合は前号の通り対応する。

- ①外出の際にはマスクを着用すること。
- ②3密(密閉・密接・密集)の揃う場所での食事・飲酒・遊興を極力控えること。
- ③カラオケ・映画館・パチンコ店・麻雀店・スポーツジム等は、政府の方針に準じ、自己責任において管理すること。
- ④同居者についても毎朝検温し、**37.5℃以上**の発熱があった場合は同居者が朝平熱になってから**2日間**は自宅待機もしくはテレワークとする。
- ⑤**岐阜県に非常事態宣言が発令された場合は、これを遵守すること。**

世界中が暗中模索の今こそ、

私たちは『元気印の自由人』として

無用に不安に陥ることなく

でき得る限り、予想し得る限り、万全の対策を講じることで

自分と家族と関わる全ての人を守り、幸せにするために

『何事に対しても愛と情熱を持って立ち向かいます』

